

通知 「新型コロナウイルス感染防止対策について」 5

～まだまだ感染の脅威は終わっていない！ 感染防止を図りつつ活動の再開を！～

2020年5月27日

(公社) 滋賀県サッカー協会
会 長 森津 陽太郎

政府は発出していた「緊急事態宣言」をすべての都道府県において解除しました。日本サッカー協会も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期としていた第100回天皇杯の開催について方針を固め、9月に開幕することを決めました。Jリーグやなでしこリーグも再開を模索しています。少しずつ日常を取り戻す動きが始まっています。

滋賀県内においても休校を続けていたほとんどの小学校、中学校、高等学校が再開をします。滋賀県サッカー協会としましても、大会、イベント、各種事業等について延期または中止としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応策をしっかりとりながら少しずつできるところから活動の再開を始めたいと思います。再開については、JFAの「サッカー活動の再開に向けたガイドライン」(5月22日作成)を参考に、主管の種別や委員会からの連絡や指示に従って対応していただきますようお願いいたします。

しかしながら、滋賀県教育委員会は部活動の活動について留意事項を示し、現時点では対外試合などは認めていません。県内でも各市、町の自治体により感染拡大防止に関わる要請には違いがあります。各チームの練習等は、感染拡大を防止するという観点をしっかりと踏まえ、各市、町の要請に応じた対応をお願いいたします。新型コロナウイルス症の脅威は無くなったわけではありません。

引き続き、3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、手洗い、うがい、マスクの着用、咳エチケット等、感染防止対応の徹底について今後も選手をはじめ関係する皆様へ呼びかけていただきますようお願いいたします。